

堺市立こどもリハビリテーションセンター 指定管理者の候補者の選定審査方法

1 選定審査方法

堺市こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項に規定する指定の要件等を基本として、選定基準表に基づき、書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行い、選定委員全員の総合計点数を合算し、合計点数が満点の60%以上に達しなければならない。

- ①書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行い、点数に基づいて候補者を選定する。
- ②点数は、『100点満点/人×委員長を除く出席委員数=満点』（例 出席委員4人の場合は400点）とする。
- ③選定委員全員の総合計点数を合算し、評価の合計点数が満点の60%以上に達した場合は、当該施設の指定管理者の候補者とする。

2 選定基準表

堺市こどもリハビリテーションセンター指定管理者選定基準表のとおり

3 採点作業

採点者は、当該施設の利用者の視点及び専門的な観点から審査表に従って、配点の範囲内で採点を行う。

【参考】

配点基準	配点5点	配点10点	配点15点
特に優れている（高度な能力を有している）	5点	10点	15点
優れている（十分な能力を有している）	4点	8点	12点
普通（一応の能力を有している）	3点	6点	9点
多少不十分（多少能力が乏しい）	2点	4点	6点
不十分（能力が乏しい）	1点	2点	3点
劣っている（能力がない）	0点	0点	0点